

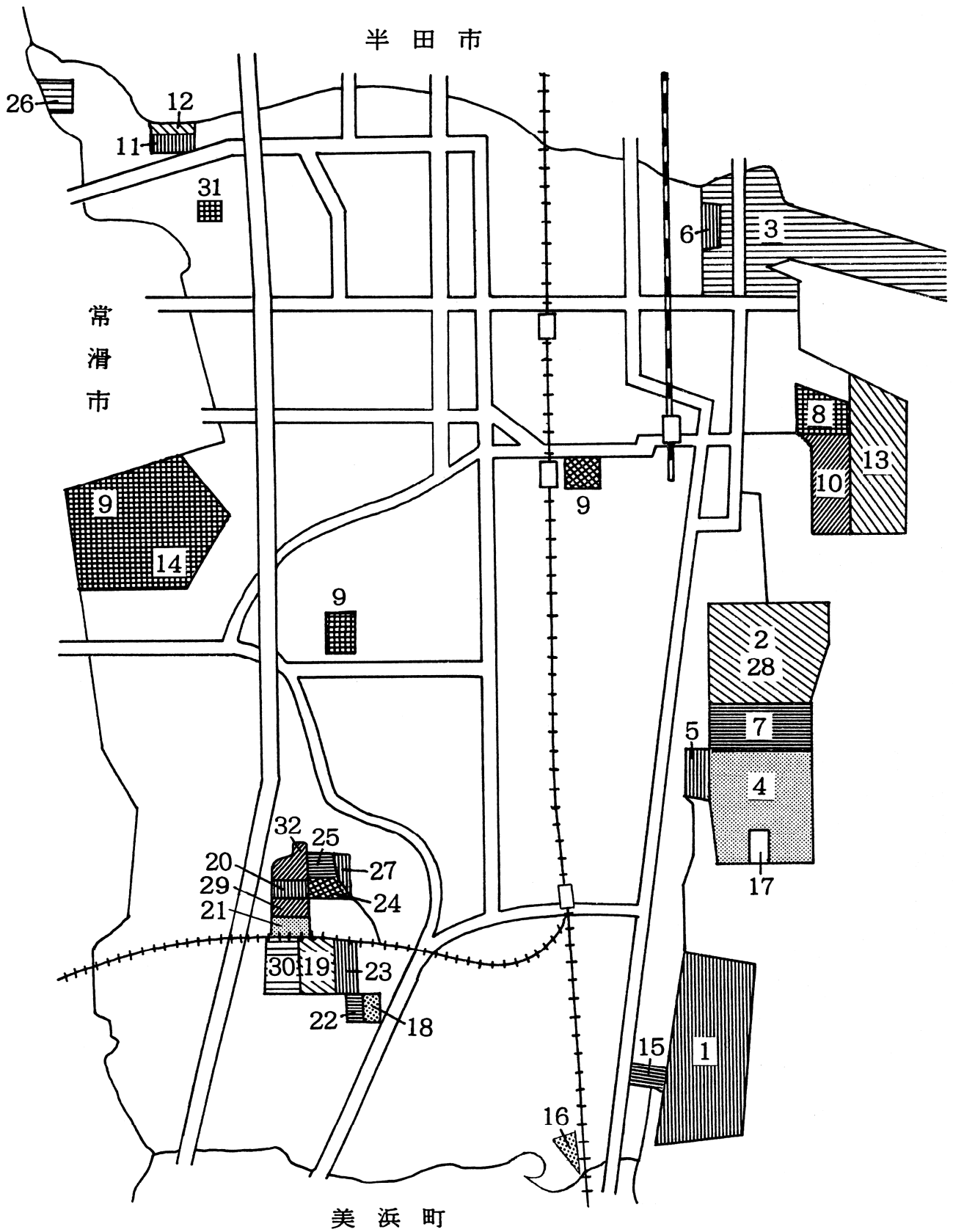
6 公害防止協定

住民が安全快適に暮らせる環境をつくるため、公害の未然防止を基本として、武豊町環境保全条例を制定（昭和53年3月）するとともに、「公害防止協定」を32の事業所と締結し、監視・指導体制を強化してきました。（表6.1、図6.1）

表6.1 公害防止協定締結事業所

番号	企業名	住所	業種	締結年月日
1	中部電力(株)武豊火力発電所	竜宮1番地1	電気供給業	S.47.10.28
2	中山三星建材(株)名古屋工場	一号地5番地	鋼材製造業	H.14.12.12
3	JFEスチール(株)知多製造所	半田市川崎町一丁目1番地	鉄鋼製品製造業	S.48.3.5
4	旭硝子(株)愛知工場	旭1番地	ガラス等製造業	S.48.11.1
5	衣浦工業ガス(株)衣浦工場	東大高字中浜田1番地1	窒素ガス製造業	S.48.11.1
6	JFE建材(株)知多工場	塩田1番地	金属製品製造業	S.49.2.14
7	日本化学工業(株)愛知工場	一号地17番地1	無機化学工業製品製造業	S.49.3.26
8	東海カーボン(株)知多工場	五号地1番地	カーボンブラック製造業	S.49.3.26
9	日油(株)愛知事業所	北小松谷61番地1	有機化学工業製品製造業	S.49.3.26
10	日本ルブリック(株)衣浦事業所	五号地1番地1	潤滑油添加剤製造業	S.49.3.26
11	中部知多衛生組合	壱町田90番地10	一般廃棄物処理業	S.49.3.26
12	常滑武豊衛生組合	壱町田27番地	一般廃棄物処理業	S.49.3.26
13	ファイザー(株)名古屋工場	五号地2番地	医薬品製剤製造業	S.49.4.8
14	(株)アイ・イチ・アイ・エックス 武豊事務所	南小松谷10番地	試験研究機関	S.54.10.25
15	(株)山太武豊工場	富貴字臈ノ内35番地	水産加工業	S.63.7.18
16	松浦薬業(株)富貴工場	富貴字下石神254番地1	医薬品製造業	H.2.7.4
17	エス・パシフィック(株)愛知工場	旭1番地	プラスチックフィルム製造業	H.2.8.21
18	千代田合成(株)武豊工場	富貴字高代6番地15	工業用プラスチック製品製造業	H.3.10.7
19	ニッタイ工業(株)富貴工場	富貴字黒山1番地9	窯業土石製品製造業	H.3.10.8
20	(株)竹内鐵工所本社工場	富貴字中田1番地25	鍛工品製造業	H.4.2.14
21	正起マテリアル(株)名古屋工場	富貴字中田1番地20	非鉄金属精錬業	H.4.3.18
22	(株)丹羽金鉄工所本社工場	富貴字高代6番地13	輸送用機械機具製造業	H.4.4.27
23	(株)コラック 武豊工場	富貴字高代6番地6	金属製品製造業	H.4.4.27
24	ビューテック(株)富貴工場	富貴字中田1番地32	自動車部品製造・加工・運輸業	H.4.5.25
25	フルハシEP0(株)武豊工場	富貴字中田1番地30	材木・木製品製造業	H.4.11.19
26	中部飼料(株)武豊工場	二ッ峰106番地40	複合肥料製造業	H.5.3.8
27	阿波工業(株)武豊工場	富貴字前田側34番地8	鉄鋼業	H.5.11.15
28	中山名古屋共同発電(株)名古屋発電所	一号地5番地	電気卸供給業	H.10.6.1
29	日本ビニール(株)愛知事業所	富貴字中田1番地21	塗料製造業	H.11.3.24
30	中部高周波工業(株)	富貴字中田6番地11	輸送用機械機具製造業	H.18.8.1
31	(株)イノコレーション 武豊工場	梨子ノ木9番地117	軟質プラスチック発泡製品製造業	H.19.3.12
32	(有)飯室商店 富貴工場	富貴字中田1番地27	ガラス原料製造業	H.19.4.1
33				
34				
35				

図6.1 公害防止協定締結事業所位置図



公害防止協定書

武豊町（以下「甲」という。）と、株式会社（以下「乙」という。）は、地域住民の健康を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全するため、乙の工場（以下「工場」という。）の公害防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の基本理念）

第1条 乙は、環境の保全について重大な社会的責務を有することを強く自覚し、工場の操業に当たっては、住民の健康の保護と生活環境の保全の責務を有する甲と常に緊密な連携を図り、誠意をもって積極的にこの協定を履行するものとする。

（公害の防止）

第2条 乙は、工場の操業に当たり、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等による公害を防止し、及び産業廃棄物を適正に処理するため、別に定める公害防止計画書（以下「計画書」という。）に基づき公害関係施設の維持管理等、必要な措置を講ずるものとする。また、乙は、関係行政機関が行う公害防止施策に積極的に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき必要な措置を講じたときは、速やかに甲にその内容を報告するものとする。

3 乙は、毎年度当初、計画書の内容について、甲と協議するものとする。

（公害関係施設の設置及び構造等の変更）

第3条 乙は、工場において公害関係施設を設置し、又は構造若しくは使用の方法等を変更しようとするときは、あらかじめ、公害防止対策を示し、甲の同意を得なければならない。

2 乙は、前項の公害関係施設を設置し、又は構造若しくは使用の方法等を変更したときは、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（公害防止技術等の開発及び導入）

第4条 乙は、公害防止技術及び産業廃棄物の再利用に係る技術について積極的に開発及び導入を図り、公害の防止及び産業廃棄物の適正処理に努めるものとする。

（機構の充実）

第5条 乙は、公害防止対策を積極的に進めるため、常に従業員の教育訓練に努め、公害の未然防止及び公害の緊急事態に即応し得る体制を確立するものとする。

（監視・測定）

第6条 乙は、計画書に定めるところにより測定及び検査を定期的に行い、その結果を記録し、保管するものとする。

2 乙は、工場構内及びその周辺を巡視するとともに、監視機器を整備し、環境の状況を把握することにより、公害の未然防止に努めるものとする。

（緑化及び環境の美化）

第7条 乙は、工場構内の緑化等を推進するとともに、常に環境の美化に努めるものとする。また、自然景観との調和を図るよう努めるものとする。

（事故時の措置）

第8条 乙は、工場の公害関係施設において重大な故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに甲にその状況を報告しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙と協議し、必要な措置について指示することができるものとする。

（報告）

第9条 乙は、計画書に定めるところにより監視測定結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙に対し、公害防止対策の実施状況等必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(報告の公開)

第10条 甲は、前条の規定に基づいて乙から報告された監視測定結果を公開することができるものとする。

(立入調査、機密保持)

第11条 甲は、その職員及び甲の依頼した者を工場の公害関係施設に立ち入らせて、必要な調査をさせることができるものとする。

2 甲は、業務上知り得た乙の産業機密については、前条に定める事項を除き、これを他に漏洩しないものとする。

(関連事業所に対する指導、監督)

第12条 乙は、工場構内の関連事業所(以下「関連事業所」という。)に対し、公害及び事故(以下「公害等」という。)の発生防止について、積極的に指導及び監督を行うものとする。

2 乙は、関連事業所が公害等が発生させ、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその処理の指導に当たるものとする。

(損害の補償)

第13条 乙は、工場の操業に伴って生ずる公害等により地域住民に損害を与えたときは、直ちにその原因の除去に努めるとともに、その損害について責任をもって補償するものとする。

2 前項の場合において、その解決が困難となり地域住民又は乙から甲に仲介の申し出があったときは、甲は当該当事者間のあっ旋に努めるものとする。

(改善命令等)

第14条 甲は、乙がこの協定に違反したと認められるときは、乙に対し、工場の公害関係施設の改善又は操業の一時停止等必要な措置を命ずるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(緊急時の措置)

第15条 甲は、気象条件により工場周辺の大気の汚染が進行し、生活環境がそこなわれるおそれがあると認める場合には、乙に対し、ばい煙の排出量の減少を要請することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(防災対策)

第16条 乙は、工場における災害を未然に防止するため、防災に係る諸規定を定め、防災施設の整備、防災体制の確立を図るとともに、甲が行う防災の諸施策に積極的に協力するものとする。

(その他)

第17条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項、改正を必要とする事項及びこの協定の実施に必要な事項はその都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名、押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 武 豊 町
町 長 初 山 芳 輝

乙 株式会社
取締役社長

平成21年12月1日現在

項目 事業所名	大気汚染			水質汚濁					騒音 dB(A)	振動 dB	臭気
	燃料硫黄分 %	硫黄酸化物 Nm ³ /h	ばいじん g/Nm ³	pH	BOD mg/	COD mg/	SS mg/	油分 mg/			
中部電力(株) 武豊火力発電所	0.14以下	234以下	0.007以下	5.8~8.6		10以下	10以下	1以下	昼間、朝夕65以下 夜間55以下	昼間65以下 夜間60以下	
中山三星建材(株) 名古屋工場									昼間、朝夕65以下* 夜間60以下*	65以下	
JFEスチール(株) 知多製造所	0.27以下	59以下		5.8~8.6	20以下	20以下	30以下	2以下	70以下	70以下	
旭硝子(株) 愛知工場		大防法62.236以下 県条例45.654以下	熔融炉・ディーゼル 0.07以下	6.0~9.0		20以下	60以下	2以下	昼間、朝夕70以下* 夜間60以下*	65以下	
衣浦工業ガス(株) 衣浦工場		0.05以下	0.1以下						昼間65以下、朝夕60以下 夜間55以下	昼間65以下 夜間60以下	
JFE建材(株) 知多工場									昼間65以下* 夜間60以下*	65以下	
日本化学工業(株) 愛知工場	0.3以下	5.6以下	0.3以下	5.8~9.0		50以下	30以下	3以下	昼間70以下* 夜間60以下*	65以下	
東海カーボン(株) 知多工場	1.50以下	59.821以下	1ボイラー 0.10以下 2ボイラー 0.05以下 直火炉・乾燥炉 0.20以下	5.8~8.6		20以下	30以下	2以下	昼間、朝夕75以下* 夜間70以下*	65以下	
日油(株) 愛知事業所	武豊工場 0.3以下	3.370以下	0.3以下	5.8~8.6			40以下	動植物油 20以下 鉱油3以下	衣浦工場(西門) 昼間65以下 朝夕60以下 夜間55以下 衣浦工場(嶋田)・武豊工場 昼間70以下 朝夕70以下 夜間60以下	65以下	
日本ルーブリゾール(株) 衣浦事業所				5.0~9.0		25以下	30以下	2以下	昼間、朝夕75以下 夜間70以下	昼間75以下 夜間70以下	
中部知多 衛生組合	0.5以下	2.1以下	0.15以下	5.8~8.6	10以下	25以下	10以下	2以下	昼間55以下 朝夕50以下 夜間50以下	60以下	
常滑武豊 衛生組合		1.49以下	0.05以下						昼間55以下 朝夕50以下 夜間50以下	60以下	
ファイザー(株) 名古屋工場	ボイラー(脱硫) 2.0以下 その他 0.2以下	13.396以下	ボイラー0.18以下 その他 0.20以下	6.5~8.5		90以下	50以下	5以下	昼間、朝夕75以下 夜間70以下	65以下	
(株)アイ・エイチ・アイ・ エアロスペース武豊事務所									70以下	65以下	
(株)山太武豊工場				5.8~8.6	25以下		30以下	10以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	昼間65以下 夜間60以下	

項目 事業所名	大気汚染			水質汚濁					騒音 dB(A)	振動 dB	臭気
	燃料硫黄分 %	硫酸化物 Nm ³ /h	ばいじん g/Nm ³	pH	BOD mg/	COD mg/	SS mg/	油分 mg/			
松浦薬業(株) 富貴工場	0.1以下		0.03以下	5.8~8.6	25以下	25以下	30以下	10以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	60以下	
エスピー・パシフィック(株) 愛知工場				6.5~8.5		20以下	25以下	2以下	昼間、朝夕70以下 夜間60以下	65以下	
千代田合成(株) 武豊工場				5.8~8.6	20以下	25以下	30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	昼間65以下 夜間60以下	
ニッタイ工業(株) 富貴工場			0.1以下								
(株)竹内鉄工所 本社工場											
正起マテリアル(株) 名古屋工場	0.3以下	150ppm以下	0.05以下	5.8~8.6	20以下	25以下	30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間70以下 朝夕65以下 夜間60以下	昼間65以下 夜間60以下	
(株)丹羽金鉄工所 本社工場				5.8~8.6	20以下	25以下	30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	昼間65以下 夜間60以下	
(株)コテラダイナックス 武豊工場											
ビューテック(株) 富貴工場											
フルハンEPO工業(株) 武豊工場											
中部飼料(株) 武豊工場	0.3以下	0.06以下	0.1以下	5.8~8.6	20以下		30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	50以下	
阿波工業(株) 武豊工場				5.8~8.6	20以下	25以下	30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	昼間65以下 夜間60以下	
中山名古屋共同発電(株) 名古屋発電所		12.7以下	0.008以下	5.8~8.6		10以下	10以下	1以下	昼間65以下 朝夕65以下 夜間60以下	65以下	
日本ビー・ケミカル(株) 愛知事業所	0.02以下	9ppm以下	0.05以下	5.8~8.6	20以下	30以下	60以下	5以下	昼間70以下 朝夕65以下 夜間60以下	昼間70以下 夜間65以下	
中部高周波工業(株)				5.8~8.6	20以下	25以下	30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	昼間65以下 夜間60以下	
(株)イノアックコーポ レーション武豊工場				5.8~8.6	20以下	25以下	30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間60以下 朝夕55以下 夜間50以下	昼間65以下 夜間60以下	
(有)飯室商店 富貴工場				5.8~8.6	20以下	25以下	30以下	動植物油 10以下 鉱油2以下	昼間75以下 朝夕70以下 夜間65以下	昼間65以下 夜間60以下	

* 印は、民家側ではさらに5dB(A)減ずる。 印は、敷地境界線において感知させないものとする。